

# DV対策と児童虐待対策との連携強化

内閣府男女共同参画局

女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業

令和2年度概算要求額 0.5億円（元年度予算額 0.2億円）

## 事業概要・目的

- 全国の配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）における相談件数は、支援センター機能が法制度化された平成14年度の35,943件から26年度には10万件を超え、高止まりの状況であり、被害は依然として深刻です。
- 一方、配偶者暴力防止法に基づく一時保護件数は減少傾向にあり、多様な被害者を支援する民間シェルターへの支援策拡充が望まれています。併せて、DV家庭における児童虐待を防止するため、児童相談所、支援センター、福祉事務所等の柔軟な連携体制構築が必要です。
- このため、支援センター、児童相談所、民間シェルター等民間団体に対し、相談業務の質の向上及び連携推進を図るため、合同で研修を行います。また、民間シェルターの全国ネットワーク化推進、支援センター運営へのアドバイザー派遣を行いさらなる支援の質の向上を目指します。
- なお、今年度事業において、相談員向けの手引きの改訂や児童虐待対応との連携の好事例の収集・全国展開、さらには、「女性に対する暴力をなくす運動」において、DV対応と児童虐待対応との連携強化を図ります。

## 事業イメージ

### DV等暴力被害者への連携支援システムの構築



## 期待される効果

- 都道府県・市町村・民間団体の連携及び相談員の相談スキル向上により、被害者のニーズや地域の実情に即した切れ目のない支援を目指します。
- 支援センターの支援の質の調査、評価を行い、今後の支援の質向上に貢献します。

DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業 令和2年度概算要求額 3.2億円（新規）

## 目的

○多様な困難に直面するDV（配偶者からの暴力）被害者等に対して、漏れなく、安全な居場所を一時的に確保しつつ、専門的・ニーズに沿った支援を、切れ目なく実施し、もって、地域においてDV被害者等が自立し、安心・安全に過ごせるよう、地域社会におけるセーフティネット機能を強化する。

## 概要

### 1. 配偶者からの暴力被害者等保護・支援交付金

◆ 交付先：都道府県・政令指定都市、市町村（特別区含む）

◆ 対象経費：都道府県等が負担した、民間シェルター等の先駆的な取組を促進するための経費（以下①～③）

①受け入れ体制整備に要する経費（母子一体で受け入れるための改修経費、メール・SNS等の活用、安全性確保のための防犯設備にかかる経費等）

②専門的・個別支援に要する経費（心理専門職等の専門職の配置、同伴児童の進学等の相談支援を行う専門家の配置、児童相談所等の関係機関とのネットワーク構築・連携等）

③切れ目ない総合的支援に要する経費（ステップハウス等の自立に向けた支援、児童相談所等への同行支援等）

※上記①～③の推進に係る基本経費について調整中

◆ 交付率：国10/10

◆ その他：他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先（本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可）

### 2. 民間シェルター等におけるパイロット事業の効果検証及び事例調査

## 予算スキーム

